

◎佐渡海区漁業調整委員会指示第3号

小規模増殖場における水産物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定により、次のとおり禁止する。

なお、指示の有効期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとする。

令和3年3月23日

佐渡海区漁業調整委員会 会長 兵庫 正

1 禁止海域

次に掲げる点ア、イ、ウ、エの各点を順次結んで、アに至る各直線によって囲まれた海域

点ア 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から217度30分（方位は「真方位」とする。以下同じ。）1,420メートルの点

点イ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から227度00分2,340メートルの点

点ウ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から268度50分2,765メートルの点

点エ 佐渡市稲鯨漁港防波堤灯台から272度00分1,695メートルの点

付記

- 1 この指示は、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については、適用しない。